

現行日本農業法律の農政各論的分類体系について

齋藤政夫（農政学研究室）

Masao SAITO :

On the Classification System of Existing Agricultural Law in Japan for the Detailed Arguments of Agricultural Policy.

1. 緒言

農業法の分類体系についてはいろいろな角度、観点からなされ得ると思うのであるが、ここに、法というものをわれわれ社会人としての人間を強制的に拘束する一つの社会規範であるというように一般の通念に従って理解するならば、そこに最も強力な社会規範を持つ社会集団は今日のところ国家である。

そこで、農業法の分類体系も国家という社会集団を先ず中心に考えて、ある国家のうちに適用されるか、あるいは、その国家の外で適用されるかによつて、

才一に、国内農業法

才二に、外国農業法

更に、二つ以上の国家間に適用されるものとして、

才三に、国際農業法

というように、国家という社会集団を区域とした空間的な「法域」Rechtsgebiet, region of law すなわち、農業法の空間的な効力範囲による分類がなされ得ると思うのである。

もちろん、法域には二つの意味があつて、通常は、特定の法令の効力のおよぶべき地域的範囲をいうのである。しかしまた、他の意味では、民法、刑法等の⁽¹⁾ような、各法の、それぞれの各体系を指すこともある。

先きに述べた国内農業法、外国農業法、そして国際農業法の分類は、いうまでもなく前者の意味での、法令効力の地域的範囲としての法域による分類である。

さて、農業法研究の実際の素材 material としては、今日、具体的に与えられているものには次の五つの法体系の中にあると思うのである。

すなわち、農業法の「法源」Rechtsquellen, sources

of law⁽²⁾ としては、

1. 農村における慣習

2. 地方団体の条例、規則

3. 国家の法律、命令

4. 国際条約

5. 以上のもから生れる判例、また以上のものを規整する学説、条理⁽³⁾

などで、これ等の具体的な法源の中に農業法研究の素材が存在しているわけであるが、この素材の抽出には、これ等の個々の条約、法律命令、条例規則、慣習、判例、学説、条理の中で、直接農業に関係する「農業中心の法域」——法の規範性の範囲——前述の「法域」の後者の意味における各法の法体系としての範囲を考えることによつて、個々の素材を農業法の対象として抽出することができると思うのである。

すなわちそこに抽出された農業法の素材を全体として体系づけた時に「農業法」Agrarrecht, agricultural law という概念が生れてくると思うのである。

ここに農業というのは、それぞれの経営主体によつて営まれている個別農業のみでなく、国や世界の農業というような社会的な農業をも指していることはもちろんである。従つて、農業法とは、農業に直接関係を有する強制的に拘束力のある社会規範の体系を総称することになるわけである。

ここで私は、狭義の農業法律を、具体的には、国家が農業に対して採るところの政策目的とその手段として、国会の議決を経て制定された成文法としての強制的拘束力のある社会規範であると理解するのである。

従つて、農業法律を分類するには、農業政策の各論的体系に準拠して行うのが最も適当であると思うわけである。

以下に表示する分類は、このような観点から、私なりに、農業政策の各論的分類を試みたものである。

注1 末川博編、法学辞典（日本評論社）、P.855、1951.

2. 我妻栄代表編、新法律学辞典（有斐閣）、P.873、1952

3. 条理 Natur der Sache、とは、物の道理、すぢみち、という意味で、成文法、判例、慣習によつて判断できない場合、この条理によつて判断する。だから、これ等について法源の一つとする。

農業法令の意味を、更に進んで、農業政策の法令的側面ないしは農業政策の立法的表现形式と見、更には、法令形式における農業政策そのものと見る文献もあるくらいである。⁽⁴⁾

2. 分類項目について

Iの分類項目表で、先ず〔一〕農業土地政策法、〔二〕農業調停政策法、〔三〕農業資本政策法、〔四〕農業融資政策法、〔五〕農業災害政策法、〔六〕農産物流通政策法、〔七〕農業団体政策法、〔八〕農業行政組織政策法、〔九〕農村財政政策法の、九つの大項目をあげ、更に、それぞれを中項目、小項目に分類したのである。

この分類基準の方針としては、従来、農業政策の主要対象項目として大きく取り上げられているものを大分類項目として採用し、個々の具体的な農業関係法律が、その内容から、いずれを対象としているかによつて、それぞれの大項目分類にあてはめ、更に、その中、小、細の各項目分類は、それぞれの具体的法律の目的と手段とについて、その類似性により、逆にいえば、目的と手段との関係において各法律の相違性に基いて分類したのである。

従つて、この分類基準においては、法体系上からいえば法源 Rechtsquelle のみによつて系統的に分類したのではなく、主として、個々の法律が持つ農業政策上の目的、手段の関係による法の効力範囲——法の農業政策的規範性の領域——すなわち、この意味での法域 Rechts-gebietによつて分類したのである。

個々の法律が何を対象とし、その対象の内容としての目的と手段とがどうであるか、ということによつて、その類似性、相違性によつてgroupを作り分類したのである。

例えば、農業政策の大項目として農業土地を取り上げ農業土地政策法とし、それを更に、土地所有を直接に目的・手段とした法律であるか、あるいは土地利用を直接に目的・手段とした法律であるかによつて、土地所有政策法と土地利用政策法に分類し、更に、この土地所有政策法の中で所有と利用との一体化を図ろうとする自作農

主義政策法か、または、土地の社会的、公共的利用に対する私有の制限化を図ろうとする土地私有限制政策法か、というように分類して行つたのである。

なお、分類項目について若干説明を加えれば、

〔一〕の農業土地は、農業それ自体が持つ基本的要素であり、農業政策法としても基本的項目である。

〔二〕の農業調停は、従来、小作調停や鉱害調停などとして別々の特別法であつたものを、民事調停法として一括されたものがその主体であり、これに、公用収用における調停の場合も並列させたものである。

〔三〕の農業資本財は、資本財が経済学上、投資財として「生産されたる生産手段」 produced means of production であり、具体的には、土地と労働とを除く生産財を意味するものである。

この資本財は、更に、労働対象としての資本財と、その手段としての資本財との二つの区分に大別され得る。

農業における資本財は、その労働対象としての作物や用畜があり、労働手段としての役畜や農機具があるわけで、この類別に従つてその関係法律を分類したのである。

〔四〕の農業融資であるが、これは、通常、農業金融という語で表現されているけれども、金融ということばは貨幣面のみを想像しやすいためであるが、農業政策においては、現在多くの現物融資が行われている。

そこで、貨幣、現物の両資本を融通するという意味で融資といことばを使用したのである。

農業融資政策法として、国家が法律上直接に規定しているものに、農民自らの団体による組合融資の面と、国家自体の行う政府融資が主要をなすものである。

もちろん都道府県や市町村などの公共団体、更には、一般金融機関も農業融資を行い得るようになされてはいるが、それは、今のところ、直接に国家が法律として大きく取り上げてはいないようである。

また、農業融資政策を以上の融資主体の側から離れた他の観点から、融資補助と負債整理との二つの面を取り上げた。それは、現行の農業融資関係法としてこの両面に関するものが多数残存しているからである。

その詳細は法律分類表を参照されたいのである。

〔五〕の農業災害については、わが国が気候的に monsoon 地帯に属すること、細長い列島の中央に走る山脈から海岸線に至る距離の短いこと、従つて、急傾斜の複雑地形で風雨の多いことによる風土の然らしめるところであるが、実に、農業における災害の多いことがわかるのである。

従つて、それに対する対策法のいかに多岐多彩である

注4. 農林省監修、農業小六法(学陽書房)〔昭和30年版〕、P.5、1954.

5. 小作調停法(大正13.7.22.,法18)→廃止
 鉱害法(昭和25.12.20.,法289)→才126~164条削除
 商事調停法(大正15.3.30.,法42)→廃止
 借地借家調停法(大正11.4.12.,法41)→廃止

民事調停法(昭和26.6.9.,法222)

(文献) 我妻栄、宮沢俊義責任編集、現行重要法令の系譜(六法全書、有斐閣、昭和28年版 P.2784) p.29、1953.、鉱害調停は我妻栄代表編、新法律学辞典(有斐閣)、pp.255~256、1952.

注6. 例えば、開拓地における耕土培養事業は、そのほとんどが現物融資である、

ことか、分類項目表と法律分類表とを見てもらえばわかることである。

このうち、現行の農業災害政策法として特殊なものには、外国軍隊による災害の対策法がある。

〔六〕の農産物の流通は、流通組織と農産物価格との両者を並列させて一緒にした。

本来、農産物価格政策は、農業政策上一つの大きい peak をなすものである。従つて、農業政策上は、大項目として独立させる価値のあるほどの大きい問題であるけれども、立法措置としては、その立法数の weight が比較的小さいのである。この点、農産物の流通組織の面についても同様のことがいえる。

思うに、それは、近代法が契約の自由を基調とする取引の自由性とその迅速性によつて、交換経済の発展による資本主義経済の展開を助長せんとしたからであろう。

将来、社会主義的要素の加味される度合の強くなるに従つて、ますます、この流通経済に対する立法的干渉が強化されるであろう。

〔七〕の農業団体は、農業協同組合がその中心課題であり、その他に農業会議などがある。農業委員会は、今のところ、市町村の段階にあつて一種の行政機関であるから、農業行政組織の方に入れ、農業団体と区別した。

なお、特殊な農業団体政策法として負債整理組合法が今日なお生きている。また、前記した農業災害政策法の中で、農業災害に補償をする共済団体の規定法たる農業災害補償法がある。

この外に、土地改良法の中に規定する土地改良区なる団体も特殊な農業団体ではあるが、これは、土地改良法そのものが、法人団体について規定する基礎的特別法ではないので農業団体政策法からは除外した。

〔八〕の農業行政組織については、農業行政機関がその中心を占めるものではあるが、今日、重要な農業行政組織制度として農業改良普及制度がある。

この農業改良普及制度については、農業政策の実践上、農業団体と共に論ぜられることが多い。それは、農業協同組合が農民の経済団体であるのに対して、農業会議などが農政団体たる性格を持ち、そして、この農業改良普及制度は農業の技術団体的性格を持ち得るからである。

しかしながら、今日では、農業改良普及制度が農業団体として行われてはいないし、たとえ、農業地域設定に

よる農業改良区というような団体的なものに着目するとしても、今のところ、法制上それが明認化されていないのである。今日では、農業改良普及制度が農業技術の行政組織として、都道府県が政府と共同して行うところの農業改良研究とその普及の事業となつているのである。

〔九〕の農村財政政策は、必ずしも農業政策の範囲に入れ得ない。むしろ、農業政策ではなくして広く地方政策、農村政策の範疇(はんちゆう)に属するものである。しかしながら、今日、農業課税が個別農業経営にとつて重要な作用を持つているし、その他多くの農業改良事業が、地方公共団体それ自身および国家との共同事業の形式で、地方財政に規整されながら行われている実情から、農村財政ないし地方財政に対する国家の立法措置が強力に取られようとしているのである。ここには、その重要性に鑑みて取り上げたまでである。

3. 法律分類表について

次に、IIの法律分類表では、表を見ればわかるように、私の取り上げた農業関係法律は全部で127法律、この中で農業法律として現在の農業政策上実体的規定をなす農業基本法は62法律である。分類表中◎のつけてある番号のものがそれである。

残りの65法律は、いわば従属的な副次法と、手続的な手段法のものか、あるいは、農業政策上は今日のところあまり重要性は持つていないが、農業関係法としてはなお生きている法律である。

農業法においても、その実体法と手続法とは、この両者が相互に補完的關係にあつて必ず必要なものである。

すなわち、それは、実体法が手続法と相まつて、始めてその法的実効性を発揮するものであり、農業における諸關係の法的規律を完うし得るからである。

法律分類表の()の中の番号は、各法律の通し番号で、その左側の番号が各分類項目毎の法律番号数である。

各分類項目内での各単行法の配列順位は、原則として、重要な基本的実体法を先きに、従属的手続法を後にし、そして、それ等の中では公布年月日の古いものを先きにし、新しいものを後に配列するようにしたのである。

従つて、このような分類項目内での配列には、法源的分類の要素が入つているわけである。

さて、この法律分類表でもわかるように、わが国の現行農業法律は商法、鉱業法、森林法、漁業法などのように、農業法として、まとなつた統一的法典を持つていないのである。

注7. 実体法と手続法…権利義務の実体(権利義務の種類、変動帰属、効力など)を規定する法律が実体法であり、手続法は形式法で実体法の運用規定である。

農業政策上必要な都度、必要な各小部門における目的と手段とについて、それぞれを断片的に単行法の形で個々別々に多数の名称をつけて公布されているのである。

そこで、個々の単行法の持つ法域体系が、それぞれ交錯し重合して存在する関係上、分類にあつては、一つの項目に入れられる法律もまた他の分類項目にも同時に入れられるというように、目的と手段の関係で二つ以上の分類項目にまたがって分類されざるを得ない事情にあるものが多数存在するのである。

例えば、開拓者資金融通法というのが分類表の通し番号の(23)にあるが、これなどは、昭和16年に出された農地開発法が昭和24年に廃止されてからは、つい最近のこの昭和30年8月6日に公布されたばかりの農地開発機械公団法が出されるまでは、土地利用の中の開拓という政策の中では唯一の実体法的立法措置であつたわけである。

そして、この開拓者資金融通法は、それに付属する手続法的存在として開拓者資金融通特別会計法、開拓融資保証法などがある。

従つて、この開拓者資金融通の実体法と手続法とは、土地開拓という目的対象からすれば、当然、農業土地政策法中の土地利用政策法の中に入るわけであるけれども、しかし、同時にまたその手段を見ると融資政策法である。

そこで、政策の各論を土地政策、融資政策というように対象設定をする限り、どうしても両者に入れざるを得ないことになる。

ここに、分類そのものが、経緯的に一つの網の目のような組織を持った体系として分類されることになるのである。

このような意味で、表題も「分類体系について」という表現をしたわけである。

元来、政策そのものが、目的と手段の関係において一連の体系を持った図式性を持つていることから、当然、各単行法の農政各論の分類には、その法域体系の錯綜性ないしは重合性というものがあつて、それぞれの単行法が一つの目的に対して多数の手段を持つていたり、また一手段に対して多目的の実行が可能であつたり、種々なる場合が規定されている関係上、分類そのものが複雑な体

系を持たざるを得ないのである。

しかし、あまり分類を複雑にすることはわれわれの認識に限界があり、分類をする有益性を欠くことになるので、極力、重合しないように分類したわけである。

すなわち、各それぞれの単行法が対象とする目的・手段の関係をなるべく一元的に把握して類似性による統一化につとめたわけである。

なお、法律分類表の説明を若干補足すれば、この分類表は昭和30年8月31日現在で生きている農業関係法律を一応全部集収したつもりである。従つて、施行法、特別会計法なども入つているけれども、なお漏れている法律、余分な法律などがあれば、読者において御指摘、御教示願いたい。

ただし、一部改正法律のものは、別に独立させて載せてはいないのである。

4. 結 語

要するに、この農業法律分類は、なるべく法源の同一のものは同一分類項目の中に入れるようにしたのであるけれども、しかし、多くの例外があり、むしろ原則的には、法域体系、すなわち、個々の単行法の持つ目的・手段の体系範囲に従つて分類したということである。

例えば、現在、アメリカ駐留軍の基地拡張で問題を起こしている東京都下砂川町のような場合には、この法律分類表の通し番号(8)の「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」が適用されることになるのであるが、この法律は、明かにその法源を国際条約に求めることができるのである。

しかし、その法律体系としての法域は、公用収用がその内容となつていゝ。そこで、農業政策上は土地私有制限政策法として土地政策法の中にも、また、農業調停政策法の中の公用収用政策法としても分類して入れたわけである。

もしも、これを、法源による系統分類をするならば、法律学上は別に意味のある問題だと思つてゐるのであるが、農業政策上からは別個の分類体系となり、農業法律を農業政策の立法的表現形式ないしは法令形式における農業政策そのものと見る立場、あるいは、農業法律が農業政策実践上の技術的手段と見る立場からは、各単行農業法律の内容による効力体系範囲の法域的分類が有意義であると思つてゐるのである。

引用文献

1. 末川博編：法学辞典（日本評論社）P.855, 1951.

注8. 農地開発法、昭和16年3. 13.、法律65号、—これは、昭和24. 6. 6.、法律196で廃止されている。—我妻栄、宮沢俊義責任編集、現行重要法令の系譜（六法全書、有斐閣昭和28年版）、p. 2777, 1953.

注9. 例えば農地法においては、目的手段の関係を「自作農主義」で一元的に把握することができる。—耕作者に所有させ、耕作者の地位の安定と、農業生産力の増進を図る—若し、これを二元的以上に把握するとせば、土地利用政策の中にも、また他の生産政策の中にも入れられる。

2. 我妻栄代表編：新法律学辞典（有斐閣）P.873, PP.255~256, 1952.
 3. 我妻栄・宮沢俊義責任編集：現行重要法令の系譜（六法全書，有斐閣，昭和28年版，PP.2748~2812）
 4. 農林省監修：農業小六法（学陽書房）昭和30年度版，P.5, 1954.
 5. 法務大臣官房法規室編：現行日本法規，各巻，1955.

I. 分類項目表

〔一〕 農業土地政策法

- (1) 土地所有政策法
 (A) 自作農主義政策法
 (B) 土地私有制限政策法
 (2) 土地利用政策法
 (A) 土地総合利用政策法
 (B) 土地改良政策法
 (イ) 一般土地改良政策法
 (ロ) 特殊地帯改良政策法
 (C) 土地開拓政策法
 (D) 土地災害復旧政策法

〔二〕 農業調停政策法

- (1) 民事調停政策法
 (A) 小作・鉾害等の調停政策法
 (B) 民事特別調停政策法
 (2) 公用収用政策法
 (A) 基本公用収用政策法
 (B) 特別公用収用政策法

〔三〕 農業資本財政政策法

- (1) 労働対象政策法
 (A) 作物生産政策法
 (イ) 肥料政策法
 (ロ) 種苗政策法
 (ハ) 作物防疫政策法
 (ニ) 特定作物生産政策法
 (B) 畜産政策法
 (イ) 家畜（用畜）政策法
 (ロ) 飼料政策法
 (C) 蚕糸政策法
 (D) 養ほう政策法
 (2) 労働手段政策法
 (A) 有生労働手段政策法
 ——家畜（役畜）政策法——
 (B) 無生労働手段政策法
 ——電化・機械化政策法——

〔四〕 農業融資政策法

- (1) 組合融資政策法
 (2) 政府融資政策法
 (A) 基礎的一般融資政策法

(B) 自作農創設維持融資政策法

(C) 開拓融資政策法

(3) 融資補助政策法

(A) 不動産融資補助政策法

(B) 中金融資補助政策法

(C) 資本財導入融資補助政策法

(D) 災害融資補助政策法

(E) 組合整備融資補助政策法

(F) 負債整理融資補助政策法

(4) 負債整理政策法

〔五〕 農業災害政策法

(1) 災害予防政策法

(A) 病虫害防除政策法

——動植物防疫政策法——

(イ) 作物防疫政策法

(ロ) 家畜防疫政策法

(B) 風水害防除政策法

——国土保全政策法——

(2) 災害救済政策法

(A) 災害補償・保険政策法

(B) 災害復旧補助政策法

(C) 災害融資政策法

(D) 被害農家食糧政策法

(E) 外国軍隊による災害政策法

(F) 災害財政政策法

〔六〕 農産物流通政策法

(1) 流通組織政策法

(2) 農産物価格政策法

(A) 農産物価格間接安定政策法

(B) 食糧価格直接統制政策法

(イ) 食糧価格基本政策法

(ロ) 食糧価格買上特例政策法

(ハ) 食糧価格売渡特例政策法

〔七〕 農業団体政策法

(1) 農業協同組合政策法

(A) 農協基本政策法

(B) 農協設立経過措置政策法

(2) 農業会議等の政策法

(3) 農業特殊団体政策法

〔八〕 農業行政組織政策法

- (1) 農業行政機関政策法
- (2) 農業改良普及行政政策法

〔九〕 農村財政政策法

- (1) 地方財政政策法
 - (A) 地方財政基本政策法
 - (B) 地方財政特例政策法
 - (イ) 地方負担金特例政策法
 - (ロ) 地方財政災害特例政策法
- (2) 農村課税政策法

(A) 農村課税基本政策法

- (イ) 地方税制基本政策法
- (ロ) 農業課税基本政策法

(B) 農村課税特例政策法

- (イ) 農業団体課税特例政策法
- (ロ) 農業課税特例政策法

〔付〕 国際農業法

——日本の国際農業条約——

〔備考〕 農業労働政策，農業経営（組織）政策，農産物貿易政策などの直接的立法措置は現在見当たらない。

II. 法律分類表

農業法律	{	農業政策上の実体法的基本法…62法律(◎印)	2. (10) 国土調査法(昭和26. 6. 1. 法律180)
		実体法的基本法の手続法的手段法ないしは農業政策上の従的副次法……65法律	3. (11) 愛知用水公団法(昭和30. 8. 6. 法律141)
		全 127 法律	
〔一〕 農業土地政策法			(B) 土地改良政策法
(1) 土地所有政策法			(イ) 一般土地改良政策法
(A) 自作農主義政策法			◎4. 1. (12) 土地改良法(昭和24. 6. 6. 法律195)
◎1. 1. (1) 農地法(昭和27. 7. 15. 法律 229)			2. (13) 土地改良法施行法(昭和24. 6. 6. 法律 196)
2. (2) 農地法施行法(昭和27. 7. 15. 法律 230)			(ロ) 特殊地帯改良政策法
3. (3) 自作農維持創設資金融通法(昭和30. 8. 15. 法律165) →〔四〕→(2)→(B) →1.			◎5. 1. (14) 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和26. 3. 30. 法律66)
4. (4) 自作農創設特別措置特別会計法(昭和21. 10. 21. 法律 44) →〔四〕→(2)→(B) →2.			◎6. 2. (15) 特殊土地地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27. 4. 25. 法律96) →〔5〕→(1)→(B) →3.
5. (5) 農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律(昭和26. 3. 15. 法律21)			◎7. 3. (16) 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27. 5. 7. 法律 135)
(B) 土地私有制限政策法 →〔二〕→(2)→(A)			◎8. 4. (17) 耕土培養法(昭和27. 7. 16. 法律235)
◎2. 1. (6) 土地收用法(昭和26. 6. 9. 法律219) →〔二〕→(2)→(A) →1.			◎9. 5. (18) 湿田単作地域農業改良促進法(昭和27. 12. 29. 法律 354)
2. (7) 土地收用法施行法(昭和26. 6. 9. 法律 220) →〔二〕→(2)→(A) →2.			◎10. 6. (19) 海岸砂地地帯農業振興臨時措置法(昭和28. 3. 16. 法律12)
3. (8) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27. 5. 15. 法律 140) →〔二〕→(2)→(B) →1.			◎11. 7. (20) 畑地農業改良促進法(昭和28. 8. 13. 法律 205)
(2) 土地利用政策法			◎12. 8. (21) 牧野法(昭和25. 5. 20. 法律 194) →〔五〕→(1)→(B) →2.
(A) 土地総合利用政策法			(C) 土地開拓政策法
◎3. 1. (9) 国土総合開発法(昭和25. 5. 26. 法律205) →〔五〕→(1)→(B) →1.			◎13. 1. (22) 農地開発機械公団法(昭和30. 8. 6. 法律 142)
			2. (23) 開拓者資金融通法(昭和22. 1. 18. 法律6) →〔四〕→(2)→(C) →1.
			3. (24) 開拓融資保証法(昭和28. 7. 30. 法律91) →〔四〕→(2)→(C) →2.
			4. (25) 開拓者資金融通特別会計法(昭和22.

- 1. 18. 法律7) → [四] → (2) → (C) → 3.
- 5. (26) 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源にあてるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和24.4.25. 法律33以下毎年改正) → [四] → (2) → (C) → 4.
- 6. (27) 農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律(昭和22.12.13. 法律176)
- (D) 土地災害復旧政策法 → [五] → (2) → (B)
 - 1. (28) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25.5.10. 法律169) → [五] → (2) → (B) → 1.
 - 2. (29) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26.3.31. 法律97) → [五] → (2) → (B) → 2.
 - 3. (30) 昭和28年6月及び7月の大水害並びに同年8月及び9月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭和28.8.31. 法律256) → [五] → (2) → (B) → 3.
 - 4. (31) 昭和28年6月及び7月の大水害並びに同年8月及び9月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法(昭和28.8.31. 法律257) → [五] → (2) → (B) → 4.
 - 5. (32) 昭和28年台風才13号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法(昭和28.11.16. 法律271) → [五] → (2) → (B) → 5.

(二) 農業調停政策法

(1) 民事調停政策法

(A) 小作・鑑害等の調停政策法

- ◎14. 1. (33) 民事調停法(昭和26.6.9. 法律222)

(B) 民事特別調停政策法

- 1. (34) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約才三条に基く行政協定に伴う民事特別法(昭和27.4.28. 法律121)
- 2. (35) 国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律(昭和29.6.1. 法律150)

(2) 公用収用政策法 → [一] → (1) → (B)

(A) 基本公用収用政策法

- 1. (6) 土地収用法(昭和26.6.9. 法律219) → [一] → (1) → (B) → 1.
- 2. (7) 土地収用法施行法(昭和26.6.9. 法律220) → [一] → (1) → (B) → 2.

(B) 特別公用収用政策法

- 1. (8) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約才三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27.5.15. 法律140) → [一] → (1) → (B) → 3.

(三) 農業資本政策法

(1) 労働対象政策法

(A) 作物生産政策法

(イ) 肥料政策法

- ◎15. 1. (36) 肥料取締法(昭和25.5.1. 法律127)
- ◎16. 2. (37) 臨時肥料需給安定法(昭和29.6.10. 法律172)
- 3. (38) 硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法(昭和29.6.10. 法律173)

(ロ) 種苗政策法

- ◎17. 1. (39) 農産種苗法(昭和22.10.2. 法律115)
- ◎18. 2. (40) 主要農作物種子法(昭和27.5.1. 法律131)
- ◎19. 3. (41) 水稻健苗育成施設普及促進法(昭和29.12.15. 法律223)

(ハ) 作物防疫政策法 → [五] → (1) → (A) → (イ)

- ◎20. 1. (42) 農薬取締法(昭和23.7.1. 法律82) → [五] → (1) → (A) → (イ) → 1.
- 2. (43) 植物防疫法(昭和25.5.4. 法律151) → [五] → (1) → (A) → (イ) → 2.

(ニ) 特定作物生産政策法

- ◎21. 1. (44) てん菜生産振興臨時措置法(昭和28.1.9. 法律2)
- 2. (45) 食糧管理特別会計法(正10.4.4. 法律37), 改正(昭和28.1.9. 法律2) → [三] → (1) → (B) → (ロ) → 2. → [四] → (1) → 4. → [六] → (1) → 4. → 8. → [六] → (2) → (A) → 2. → [六] → (2) → (B) → (イ) → 2.

(B) 畜産政策法

(イ) 家畜(用畜)政策法

- ◎22. 1. (46) 酪農振興法(昭和29.6.14. 法律182)
- ◎23. 2. (47) 家畜改良増殖法(昭和25.5.27. 法律209) → [三] → (2) → (A) → 1.
- ◎24. 3. (48) 有畜農家創設特別措置法(昭和28.9.1. 法律260) → [三] → (2) → (A) → 2. → [四] → (3) → (C) → 1.
- 4. (49) 家畜伝染病予防法(昭和26.5.31.

- 法律166) → [三] → (2) → (A) → 3. → [五] → (1) → (A) → (ロ) → 1.
5. (50) 家畜保健衛生所法 (昭和25. 3. 18. 法律12) → [三] → (2) → (A) → 4. → [五] → (1) → (A) → (ロ) → 2. → [八] → (1) → 3.
6. (51) 家畜商法 (昭和24. 6. 10. 法律208) → [三] → (2) → (A) → 5. → [六] → (1) → 5.
- (ロ) 飼料政策法
- ◎25. 1. (52) 飼料需給安定法 (昭和27. 12. 29. 法律356)
2. (45) 食糧管理特別会計法 (大正10. 4. 4. 法律37), 改正 (昭和27. 12. 29. 法律356) → [三] → (1) → (A) → (ニ) → 2. → [四] → (1) → 4. → [六] → (1) → 4. → 8. → [六] → (2) → (A) → 2. → [六] → (2) → (B) → (イ) → 2.
- ◎26. 3. (53) 飼料の品質改善に関する法律 (昭和28. 4. 11. 法律35)
- (C) 蚕糸政策法
- ◎27. 1. (54) 蚕糸業法 (昭和20. 12. 22. 法律57)
2. (55) 繭糸価格安定法 (昭和26. 12. 17. 法律310) → [六] → (2) → (A) → 3.
3. (56) 糸価安定特別会計法 (昭和26. 12. 17. 法律311) → [六] → (2) → (A) → 4.
- (D) 養ほう政策法
- ◎28. 1. (57) 養ほう振興法 (昭和30. 8. 29. 法律180)
- (2) 労働手段政策法
- (R) 有生労働手段政策法
- 家畜 (役畜) 政策法 — → [三] → (1) → (B) → (イ)
1. (47) 家畜改良増殖法 (昭和25. 5. 27. 法律209) → [三] → (1) → (B) → (イ) → 2.
2. (48) 有畜農家創設特別措置法 (昭和28. 9. 1. 法律260) → [三] → (1) → (B) → (イ) → 3. → [四] → (3) → (C) → 1.
3. (49) 家畜伝染病予防法 (昭和26. 5. 31. 法律166) → [三] → (1) → (B) → (イ) → 4. → [五] → (1) → (A) → (ロ) → 1.
4. (50) 家畜保健衛生所法 (昭和25. 3. 18. 法律12) → [三] → (1) → (B) → (イ) → 5. → [五] → (1) → (A) → (ロ) → 2. → [八] → (1) → 3.
5. (51) 家畜商法 (昭和24. 6. 10. 法律208) → [三] → (1) → (B) → (イ) → 6. → [六] → (1) → 5.
- (B) 無生労働手段政策法
- 電化・機械化政策法 —
- ◎29. 1. (58) 農山漁村電気導入促進法 (昭和27. 12. 29. 法律358) → [四] → (3) → (C) → 2.
- ◎30. 2. (59) 農業機械化促進法 (昭和28. 8. 27. 法律252)
- (四) 農業融資政策法
- (1) 組合融資政策法
- ◎31. 1. (60) 農林中央金庫法 (大正12. 4. 6. 法律42)
2. (61) 農林中央金庫特別融通及び損失補償法 (昭和7. 9. 7. 法律32) → [四] → (3) → (B) → 1.
- ◎32. 3. (62) 農業動産信用法 (昭和8. 3. 29. 法律30)
4. (45) 食糧管理特別会計法 (大正10. 4. 4. 法律37) → [三] → (1) → (A) → (ニ) → 2. → [三] → (1) → (B) → (ロ) → 2. → [六] → (1) → 4. → 8. → [六] → (2) → (A) → 2. → [六] → (2) → (B) → (イ) → 2.
- (2) 政府融資政策法
- (R) 基礎的一般融資政策法
- ◎33. 1. (63) 農林漁業金融公庫法 (昭和27. 12. 29. 法律355)
2. (64) 資金運用部資金法 (昭和26. 3. 31. 法律100)
3. (65) 資金運用部特別会計法 (昭和26. 3. 31. 法律101)
4. (66) 産業投資特別会計法 (昭和28. 8. 1. 法律122)
5. (67) 余剰農産物資金融通特別会計法 (昭和30. 7. 30. 法律100)
- (B) 自作農創設維持融資政策法 → [一] → (1) → (A)
- ◎34. 1. (3) 自作農維持創設資金融通法 (昭和30. 8. 15. 法律165) → [一] → (1) → (A) → 3.
2. (4) 自作農創設特別措置特別会計法 (昭和21. 10. 21. 法律44) → [一] → (1) →

(A) → 4.

(C) 開拓融資政策法 → [一] → (2) → (C)

- ◎35. 1. (23) 開拓者資金融通法(昭和22. 1. 18. 法律6) → [一] → (2) → (C) → 2.
- ◎36. 2. (24) 開拓融資保証法(昭和28. 7. 30. 法律91) → [一] → (2) → (C) → 3.
- 3. (25) 開拓者資金融通特別会計法(昭和22. 1. 18. 法律7) → [一] → (2) → (C) → 4.
- 4. (26) 開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源にあてるため一般会計から繰入金に関する法律(昭和24. 4. 25. 法律33 以下毎年改正) → [一] → (2) → (C) → 5.

(3) 融資補助政策法

(A) 不動産融資補助政策法

- ◎37. 1. (68) 不動産融資及び損失補償法(昭和7. 9. 6. 法律24)

(B) 中金融資補助政策法

- ◎38. 1. (61) 農林中央金庫特別融通及び損失補償法(昭和7. 9. 7. 法律32) → [四] → (1) → 2.

(C) 資本財導入融資補助政策法

- 1. (48) 有畜農家創設特別措置法(昭和28. 9. 1. 法律260) → [三] → (1) → (B) → (1) → 3. → [三] → (2) → (A) → 2.
- 2. (58) 農山漁村電気導入促進法(昭和27. 12. 29. 法律358) → [三] → (2) → (B) → 1.

(D) 災害融資補助政策法

- 1. (69) 昭和28年4月及び5月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和28. 7. 21. 法律69) → [五] → (2) → (C) → 2.
- 2. (70) 昭和28年台風二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和28. 8. 8. 法律187) → [五] → (2) → (C) → 3.
- 3. (71) 昭和28年6月及び7月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和28. 8. 15. 法律220) → [五] → (2) → (C) → 4.
- 4. (72) 昭和28年6月及び7月の水害並びに同年8月及び9月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和28. 8. 17. 法律234) → [五] → (2) → (C) → 5.

- 5. (73) 昭和28年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和28. 11. 16. 法律274) → [五] → (2) → (C) → 6.

- 6. (74) 昭和29年4月及び5月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和29. 6. 9. 法律167) → [五] → (2) → (C) → 7.

- 7. (75) 昭和29年の台風及び冷害の被害農林漁業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和29. 12. 15. 法律221) → [五] → (2) → (C) → 8.

- 8. (76) 昭和30年4月及び5月の凍霜害, 水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和30. 7. 1. 法律45) → [五] → (2) → (C) → 9.

- 9. (77) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30. 8. 5. 法律136) → [五] → (2) → (C) → 10.

(E) 組合整備融資補助政策法

- 1. (78) 農林漁業組合再建整備法(昭和26. 4. 7. 法律140) → [七] (1) → (A) → 2.
- 2. (79) 農林漁業組合連合会整備促進法(昭和28. 8. 8. 法律190) → [七] → (1) → (A) → 3.

(F) 負債整理融資補助政策法

- 1. (80) 農村負債整理資金特別融通及び損失補償法(昭和12. 8. 14. 法律77) → [四] → (4) → 2.
- 2. (81) 臨時農村負債処理法(昭和13. 4. 2. 法律69) → [四] → (4) → 3.

(4) 負債整理政策法

- 1. (82) 農村負債整理組合法(昭和8. 3. 29. 法律21) → [七] → (3) → 1.

- ◎39. 2. (80) 農村負債整理資金特別融通及び損失補償法(昭和12. 8. 14. 法律77) → [四] → (3) → (F) → 1.

- 3. (81) 臨時農村負債処理法(昭和13. 4. 2. 法律69) → [四] → (3) → (F) → 2.

(五) 農業災害政策法

(1) 災害予防政策法

(A) 病虫害防除政策法

——動植物防疫政策法——

- (イ) 作物防疫政策法 → [三] → (1) → (A) → (ハ)

1. (42) 農薬取締法(昭和23. 7. 1. 法律82) → [三] → (1) → (A) → (ハ) → 1.
- ◎40. 2. (43) 植物防疫法(昭和25. 5. 4. 法律151) → [三] → (1) → (A) → (ハ) → 2.
- (□) 家畜防疫政策法 → [三] → (1) → (B) → (イ), → [三] → (2) → (A)
- ◎41. 1. (49) 家畜伝染病予防法(昭和26. 5. 31. 法律166) → [三] → (1) → (B) → (イ) → 4, → [三] → (2) → (A) → 3.
2. (50) 家畜保健衛生所法(昭和25. 3. 18. 法律12) → [三] → (1) → (B) → (イ) → 5, → [三] → (2) → (A) → 4. → [ハ] → (1) 3.
- (B) 風水害防除政策法
 - 国土保全政策法 —
 - 1. (9) 国土総合開発法(昭和25. 5. 26. 法律205) → [一] → (2) → (A) → 1.
 - 2. (21) 牧野法(昭和25. 5. 20. 法律194) → [一] → (2) → (B) → (□) → 8.
 - 3. (15) 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27. 4. 25. 法律96) → [一] → (2) → (B) → (□) → 2.
- (2) 災害救済政策法
 - (A) 災害補償・保険政策法
 - ◎42. 1. (83) 農業災害補償法(昭和22. 12. 15. 法律185) → [七] → (3) → 2.
 - 2. (84) 農業災害補償法臨時特例法(昭和27. 6. 14. 法律194)
 - 3. (85) 農業共済再保険特別会計法(昭和19. 2. 15. 法律11)
 - 4. (86) 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和25. 3. 29. 法律29以下改正)
 - 5. (87) 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律(昭和28. 11. 9. 法律262)
 - 6. (88) 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和30. 7. 2. 法律49)
 - ◎43. 7. (89) 農業共済基金法(昭和27. 6. 20. 法律202) → [五] → (2) → (C) → 1.
 - (B) 災害復旧補助政策法 → [一] → (2) → (D)
 - ◎44. 1. (28) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25. 5. 10. 法律169) → [一] → (2) → (D) → 1.
 - 2. (29) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26. 3. 31. 法律97) → [一] → (2) → (D) → 2.
 - 3. (30) 昭和28年6月及び7月の大水害並びに同年8月及び9月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭和28. 8. 31. 法律256) → [一] → (2) → (D) → 3.
 - 4. (31) 昭和28年6月及び7月の大水害並びに同年8月及び9月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法(昭和28. 8. 31. 法律257) → [一] → (2) → (D) → 4.
 - 5. (32) 昭和28年台風才13号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法(昭和28. 11. 16. 法律271) → [一] → (2) → (D) → 5.
 - (C) 災害融資政策法
 - 1. (89) 農業共済基金法(昭和27. 6. 20. 法律202) → [五] → (2) → (A) → 7.
 - 2. (69) 昭和28年4月及び5月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和28. 7. 21. 法律69) → [四] → (3) → (D) → 1.
 - 3. (70) 昭和28年台風才二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和28. 8. 8. 法律187) → [四] → (3) → (D) → 2.
 - 4. (71) 昭和28年6月及び7月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和28. 8. 15. 法律220) → [四] → (3) → (D) → 3.
 - 5. (72) 昭和28年6月及び7月の水害並びに同年8月及び9月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和28. 8. 17. 法律234) → [四] → (3) → (D) → 4.
 - 6. (73) 昭和28年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和28. 11. 16. 法律274) → [四] → (3) → (D) → 5.
 - 7. (74) 昭和29年4月及び5月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和29. 6. 9. 法律167) → [四] → (3) → (D) → 6.

8. (75) 昭和29年の台風及び冷害の被害農林漁業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和29. 12. 15. 法律221) → [四] → (3) → (D) → 7.

9. (76) 昭和30年4月及び5月の凍霜害, 水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和30. 7. 1. 法律45) → [四] → (3) → (D) → 8.

◎45. 10. (77) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30. 8. 5. 法律136) → [四] → (3) → (D) → 9.

(D) 被害農家食糧政策法 → [六] → (2) → (B) → (ハ)

1. (90) 昭和28年6月及び7月の大水害並びに同年8月及び9月の風水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭和28. 8. 17. 法律235) → [六] → (2) → (B) → (ハ) → 1.

2. (91) 昭和28年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭和28. 11. 16. 法律275) → [六] → (2) → (B) → (ハ) → 2.

3. (92) 昭和28年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したることにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和29. 3. 18. 法律4) → [六] → (2) → (B) → (ハ) → 3.

4. (93) 昭和29年8月及び9月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭和29. 12. 20. 法律228) → [六] → (2) → (B) → (ハ) → 4.

5. (94) 昭和29年の台風及び零害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭和30. 7. 2. 法律47) → [六] → (2) → (B) → (ハ) → 5.

◎46. 6. (95) 昭和30年6月及び7月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律(昭和30. 8. 5. 法律137) → [六] → (2) → (B) → (ハ) → 6.

(E) 外国軍隊による災害政策法

1. (96) 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律

(昭和28. 8. 25. 法律246)

(F) 災害財政策法 → [九] → (1) → (B) → (ロ)

1. (97) 昭和28年6月及び7月の大水害並びに同年8月及び9月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和28. 8. 17. 法律229) → [九] → (1) → (B) → (ロ) → 1.

2. (98) 昭和29年8月及び9月の台風並びに同年8月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和30. 1. 7. 法律1) → [九] → (1) → (B) → (ロ) → 2.

◎47. 3. (99) 昭和30年6月及び7月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和30. 8. 26. 法律176) → [九] → (1) → (B) → (ロ) → 3.

[六] 農産物流通政策法

(1) 流通組織政策法

◎48. 1. (100) 中央卸売市場法(大正12. 3. 30. 法律32)

◎49. 2. (101) 農業倉庫業法(大正15. 3. 29. 法律32)

◎50. 3. (102) 食糧管理法(昭和17. 2. 21. 法律40) → [六] → (2) → (B) → (イ) → 1

4. (45) 食糧管理特別会計法(大正10. 4. 4. 法律37), 改正(昭和17. 2. 20. 法律26. 米穀需給調節特別会計法を改称) → [三] → (1) → (A) → (ニ) → 2. → [三] → (1) → (B) → (ロ) → 2. → [四] → (1) → 4. → [六] → (1) → 8. → [六] → (2) → (A) → 2. → [六] → (2) → (B) → (イ) → 2.

◎51. 5. (51) 家畜商法(昭和24. 6. 10. 法律208) → [三] → (1) → (B) → (イ) → 6. → [三] → (2) → (A) → 5.

◎52. 6. (103) 農林物資規格法(昭和25. 5. 11. 法律175)

◎53. 7. (104) 農産物検査法(昭和26. 4. 10. 法律144)

8. (45) 食糧管理特別会計法(大正10. 4. 4. 法律37), 改正(昭和26. 4. 10. 法律144) → [三] → (1) → (A) → (2) → 2. → [三] → (1) → (B) → (ロ) → 2. → [四] → (1) → 4. → [六] → (1) → 4. → [六]

- (2) → (A) → 2. → [六] → (2) → (B) → (イ) → 2.
- (2) 農産物価格政策法
- (A) 農産物価格間接受安定政策法
- ◎54. 1. (105) 農産物価格安定法 (昭和28. 8. 17. 法律225)
2. (45) 食糧管理特別会計法 (大正10. 4. 4. 法律37), 改正 (昭和28. 8. 17. 法律225) → [三] → (1) → (A) → (ニ) → 2. → [三] → (1) → (B) → (ロ) → 2. → [四] → (1) → 4. → [六] → (1) → 4. → 8. → [六] → (2) → (B) → (イ) → 2.
- ◎55. 3. (55) 繭糸価格安定法 (昭和26. 12. 17. 法律310) → [三] → (1) → (C) → 2.
4. (56) 糸価安定特別会計法 (昭和26. 12. 17. 法律311) → [三] → (1) → (C) → 3.
- (B) 食糧価格直接統制政策法
- (イ) 食糧価格基本政策法
- ◎50. 1. (102) 食糧管理法 (昭和17. 2. 21. 法律40) → [六] → (1) → 3.
2. (45) 食糧管理特別会計法 (大正10. 4. 4. 法律37), 改正 (昭和17. 2. 20. 法律26) → [三] → (1) → (A) → (ニ) → 2. → [三] → (1) → (B) → (ロ) → 2. → [四] → (1) → 4. → [六] → (1) → 4. → 8. → [六] → (2) → (A) → 2.
3. (106) 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため一般会計からする繰入金に関する法律 (昭和26. 3. 31. 法律69, 昭和27. 12. 25. 法律328)
- (ロ) 食糧価格買上特例政策法
1. (107) 昭和28年産米穀についての超過共出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律 (昭和28. 8. 7. 法律177) → [九] → (2) → (B) → (ロ) → 1.
2. (108) 昭和29年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律 (昭和29. 12. 15. 法律220) → [九] → (2) → (B) → (ロ) → 2.
- ◎56. 3. (109) 昭和30年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律 (昭和30. 8. 9. 法律149) → [九] → (2) → (B) → (ロ) → 3.
4. (110) 食糧管理特別会計の昭和28年産米穀に係る供出完遂奨励金の支払財源の一部に充てられるための一般会計からする繰入金にする法律 (昭和28. 12. 11. 法律280)
- (ハ) 食糧価格売渡特例政策法 → [五] → (2) → (D)
1. (90) 昭和28年6月及び7月の大水害並びに同年8月及び9月の風水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭和28. 8. 17. 法律235) → [五] → (2) → (D) → 1.
2. (91) 昭和28年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭和28. 11. 16. 法律275) → [五] → (2) → (D) → 2.
3. (92) 昭和28年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律 (昭和29. 3. 18. 法律4) → [五] → (2) → (D) → 3.
4. (93) 昭和29年8月及び9月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭和29. 12. 20. 法律228) → [五] → (2) → (D) → 4.
5. (94) 昭和29年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和30. 7. 2. 法律47) → [五] → (2) → (D) → 5.
6. (95) 昭和30年6月及び7月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭和30. 8. 5. 法律137) → [五] → (2) → (D) → 6.
- (七) 農業団体政策法
- (1) 農業協同組合政策法
- (A) 農協基本政策法
- ◎57. 1. (111) 農業協同組合法 (昭和22. 11. 19. 法律132)
- ◎58. 2. (78) 農林漁業組合再建整備法 (昭和26. 4. 7. 法律140) → [四] → (3) → (E) → 1.
- ◎59. 3. (79) 農林漁業組合連合会整備促進法 (昭和28. 8. 8. 法律190) → [四] → (3) → (E) → 2.
- (B) 農協設立経過措置政策法
1. (112) 農業協同組合法の制定に伴う農業団体

の整理等に関する法律(昭和22. 11. 19. 法律133)

2. (113) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭和23. 6. 28. 法律62) → [九] → (2) → (B) → (イ) → 1.
3. (114) 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭和23. 12. 4. 法律224) → [九] → (2) → (B) → (イ) → 2.
4. (115) 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和24. 6. 8. 法律202) → [九] → (2) → (B) → (イ) → 3.
5. (116) 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律(昭和30. 7. 13. 法律67) → [九] → (2) → (B) → (イ) → 4.

(2) 農業会議等の政策法

- ◎60. 1. (117) 農業委員会等に関する法律(昭和26. 3. 31. 法律88), 改正(昭和29. 6. 15. 法律185) → [八] → (1) → 4.

(3) 農業特殊団体政策法

1. (82) 農村負債整理組合法(昭和8. 3. 29. 法律21) → [四] → (4) → 1.
2. (83) 農業災害補償法(昭和22. 12. 15. 法律185) → [五] → (2) → (A) → 1.

[八] 農業行政組織政策法

(1) 農業行政機関政策法

1. (118) 農林省設置法(昭和24. 5. 31. 法律153)
2. (119) 地方自治法(昭和22. 4. 17. 法律67)
3. (50) 家畜保健衛生所法(昭和25. 3. 18. 法律12) → [三] → (1) → (B) → (イ) → 5. → [三] → (2) → (A) → 4. → [五] → (1) → (A) → (ロ) → 2.
4. (117) 農業委員会等に関する法律(昭和26. 3. 31. 法律88) → [七] → (2) → 1.
5. (120) 町村合併促進法(昭和28. 9. 1. 法律258)

(2) 農業改良普及行政政策法

- ◎61. 1. (121) 農業改良助長法(昭和23. 7. 15. 法

律165).

[九] 農村財政政策法

(1) 地方財政政策法

(A) 地方財政基本政策法

1. (122) 地方財政法(昭和23. 7. 7. 法律109)
2. (123) 地方公営企業法(昭和27. 8. 1. 法律292)

(B) 地方財政特例政策法

(イ) 地方負担金特例政策法

1. (124) 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭和28. 8. 1. 法律111)

(ロ) 地方財政災害特例政策法 → [五] → (2) → (F)

1. (97) 昭和28年6月及び7月の大水害並びに同年8月及び9月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和28. 8. 17. 法律229) → [五] → (2) → (F) → 1.

2. (98) 昭和29年8月及び9月の台風並びに同年8月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和30. 1. 7. 法律1) → [五] → (2) → (F) → 2.

3. (99) 昭和30年6月及び7月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和30. 8. 26. 法律176) → [五] → (2) → (F) → 3.

(2) 農村課税政策法

(A) 農村課税基本政策法

(イ) 地方税制基本政策法

1. (125) 地方税法(昭和25. 7. 31. 法律226)
2. (126) 地方交付税法(昭和25. 5. 30. 法律211)

(ロ) 農業課税基本政策法

- ◎62. 1. (127) 所得税法(昭和22. 3. 31. 法律27)

(B) 農村課税特例政策法

(イ) 農業団体課税特例政策法

1. (113) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭和23. 6. 28. 法律62) [七] → (1) → (B) → 2.

2. (114) 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭和23. 12. 4. 法律224) →

- [七] → (1) → (B) → 3.
3. (115) 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭和24. 6. 8. 法律202) → [七] → (1) → (B) → 4.
 4. (116) 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律(昭和30. 7. 13. 法律67) → [七] → (1) → (B) → 5.
- (ロ) 農業課税特例政策法 → [六] → (2) → (B) → (ロ)
1. (107) 昭和28年産米穀についての超過供出奨

- 励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和28. 8. 7. 法律177) → [六] → (2) → (B) → (ロ) → 1.
2. (108) 昭和29年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和29. 12. 15. 法律220) → [六] → (2) → (B) → (ロ) → 2.
3. (109) 昭和30年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律(昭和30. 8. 9. 法律149) → [六] → (2) → (B) → (ロ) → 3.

[付] 国際農業法 —日本の国際農業條約—

1. 農業ニ使用シ得ル兒童ノ年齢ニ関スル條約(大正12. 19. 條約2)
2. 国際獣疫事務局ヲ巴里ニ創設スル為ノ国際協定(昭和5. 1. 29. 條約2)
3. 国際連合食糧農業機関憲章(昭和27. 2. 15. 條約2)
4. 国際植物防疫條約(昭和27. 9. 10. 條約15)
5. 經濟統計に関する国際條約(昭和27. 12. 2. 條約19)
6. 国際小麦協定を修正更新する協定(昭和28. 8. 13. 條約16)
7. 国際砂糖協定(昭和29. 4. 30. 條約5)
8. 農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和29. 5. 1. 條約7)
9. 經濟的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和29. 5. 1. 條約8)
10. 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和30. 6. 25. 條約6) 以上。